

外免切替手続の見直し

見直しの背景

- 「骨太方針2025」等において、「外免切替手続について住所確認や知識・技能確認の審査内容を厳格化」が求められている
- 基本的な交通ルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生
- 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得

住所確認の厳格化（道路交通法施行規則改正）

現行の免許関係手続き

（免許取得時）

- 住民票がある者：住民票の写し
- 住民票がない者：旅券と「一時滞在証明」

※ 3ヶ月以下の短期滞在は住民票が交付されない

（運転免許証更新時）

- 運転免許証

見直し後の免許関係手続き

（免許取得時）

- 免許申請時に、申請者の国籍にかかわらず、例外的な場合を除き、住民票の写しの添付を求める

➡ 観光等の短期滞在の在留資格の者は免許を取得できない

※ 例外的に、国外転出中の日本人は「戸籍謄本等」、外交官・モータースポーツイベントで一時的に来日する外国人レーサー等は「権限ある機関が発行する身分を証明する書類」を添付することにより免許の取得が可能

（運転免許証更新時等）

- 外国人については、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記※の書類の提示を求める

知識確認・技能確認の厳格化（運用の見直し）

現行の確認

- 知識確認：運転に必要な知識の確認

➡ イラスト問題を10問出題
審査基準：70%以上

- 技能確認：運転に必要な技能の確認

➡ 場内における実車による確認
審査基準：70%以上

見直し後の確認

- 知識確認

➡ イラスト問題を廃止し、問題数を50問に増加
審査基準を新規免許取得時と同様の90%以上に引き上げ
基本的な交通ルールを十分に理解しているかを確認

- 技能確認

➡ 横断歩道の通過等の課題を追加するとともに、新規免許取得時と同様に、審査基準についても、合図不履行や右左折方法違反等の採点を厳格化